

令和4年度 第3回安城市自立支援協議会 議事録要旨

日時	令和5年3月23日(木) 午後2時30分から4時まで	
場所	安城市役所本庁舎3階 大会議室	
出席者	委員	神谷明文委員長、飯島徳哲委員、山本健一委員、中根恵美子委員、柴田正義委員、三輪秀昭委員、都築文明委員、原恵美子委員、藪内敏彦委員、長谷川朱美委員、小川正人委員、藤田千恵子委員、大南友幸西三河南部西圏域アドバイザー
	事務局	ふれあいサービスセンター(所長、担当)
	庶務	福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、障害福祉課課長補佐兼障害福祉係長、障害福祉課課長補佐兼障害給付係長、障害給付係担当
	同席者	共生のまち部会(太田副会長、牧原副会長)
	欠席者	鶴田稔委員、岡本雅彦副委員長、石黒真理委員、志水みゆき委員、大見満宏委員、石川誠委員、
次第	<p>1 議題</p> <p>(1) 令和5年度共生のまち部会等の課題及び取組みについて</p> <p>(2) 医療的ケアが必要な方の相談窓口について</p> <p>(3) 日中サービス支援型共同生活援助に関する評価について</p> <p>(4) 地域生活支援事業の新事業について(安城市重度障害者等就労支援事業、安城市重度訪問介護利用者大学修学支援事業)</p> <p>(5) 個別困難案件について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 令和5年度安城市自立支援協議会 開催予定について</p>	

(典 礼)

ただ今から、令和4年度第3回安城市自立支援協議会を始めます。安城市障害者福祉計画策定委員会からの引き続きの会議となっておりますがよろしくお願ひします。

最初に、事前にいくつか確認とご案内をいたします。

まず、本人の資料の確認ですが、事前にホチキス止めした資料と委員名簿を送らせていただいておりますが、お手元にございますでしょうか。

また、本日の会議には委員ではございませんが、西三河南部西圏域アドバイザーの大南友幸様、自立支援協議会共生のまち部会副会長の太田崇様、同じく牧原信介様にご同席いただいておりますので報告します。

なお、障害者福祉計画策定委員会から引き続きの会議であるため、委員長挨拶を省略させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。議事の取り回しにつきましては、安城市自

立支援協議会設置要綱第4条第3項の規定により、神谷委員長にお願いします。

## 1 議題

(1) 令和5年度共生のまち部会等の課題及び取組みについて

(神谷委員長)

それでは、議題(1)「令和5年度共生のまち部会等の課題及び取組みについて」説明をお願いします。

[共生のまち部会太田副会長、牧原副会長が資料に基づき説明]

(神谷委員長)

報告が終わりました。ただ今の報告について、何かご意見などありましたらご発言願います。

(神谷委員長)

6ページのはたらくグループの福祉と繋がっていない方とあるが、安城市内でどれくらいの数なのか。

(太田副会長)

数の把握は大変難しい。事業所紹介の会で、自宅に引きこもってみえる方、個人の課題を抱えていて外と繋がるのが難しい方も見学に見えた。そういった方にも情報を伝えることで、社会と繋がる第一歩になるといいと思っている。

(障害福祉課汐満課長補佐)

策定委員会でのアンケート結果から若干参考になる項目がある。問12のあなたはどの程度外出しますかという質問で、月に数回外出するが11.8%、めったに外出しないが7.8%で2割近くの方が、かなり外出が少ない。6年前の調査より増えている。それから、問15であなたは次のサービスを受けていますかという質問で、サービスを受けていない方が55.1%ありましたので、多少はこのアンケート結果から推察することはできるのかなとは思いますが。

(神谷委員長)

これだけ情報が飛び交っている中で、福祉と繋がっていない方がたくさんいる訳ではないと思うが、正確に把握しておく必要がある。役所の仕事になると思うが、たくさんだったら施策を考えていかないといけない。

(小川委員)

組織図の中でけんりようごグループが新しく増えている。簡単に説明してほしい。

(太田副会長)

障害者の権利擁護に関する協議を行う。安城市はとうじしゃのグループもできて、その中で権利が侵害されているとの声も聴く。事業所の中で虐待等が安城市内で起きていないかの把握もしたい。今年度、何をするか検討していきたい。まずは名前と大きな枠組みの紹介です。

(神谷委員長)

けんりようごグループはどういったメンバーが参加するのか。

(太田副会長)

現在明確なのは、障害福祉施設、基幹相談支援センター、障害福祉課、国の虐待防止研修の講師をしている方で構成の予定

(神谷委員長)

弁護士も人権擁護を第一目標に掲げているので、参加できたらいいのではないかな。

(太田副会長)

話題には上がっていた。法律の専門家の方にも助言いただけると助かります。

(2) 医療的ケアが必要な方の相談窓口について

(神谷委員長)

それでは、議題(2)「医療的ケアが必要な方の相談窓口について」説明をお願いします。

[共生のまち部会太田副会長が資料に基づき説明]

(太田副会長)

本会議にて承認いただけたら、対象の方に配っていく予定。配布方法は、窓口に置くのではなく、作成した方々から説明しながらお渡ししていく。今回は全体版ですが、詳細版の作成も進めているところです。

(神谷委員長)

報告が終わりました。ただ今の報告について、何かご意見などありましたらご発言願

います。

(藪内委員)

1 ページの基幹相談支援センターとは相談窓口なのか。

(障害給付係杉浦)

1 3 ページの相談窓口一覧のふれあいサービスセンター、相談支援事業所あんステップ、相談支援事業所ルートオブホーリー、訪問看護ステーションおおた、社会福祉法人サポートバディは事業所で相談の窓口になっている。1 ページの基幹相談支援センターは機能の名前でふれあいサービスセンターが基幹相談支援センターの役割を果たしている。

(藪内委員)

ここに相談の電話をすればいいのか。

(障害給付係杉浦)

安城市社会福祉協議会が運営する、ふれあいサービスセンターが相談先となる。

(藪内委員)

名古屋には市の中に基幹相談支援センターがあって、相談できるようになっている。

(障害給付係杉浦)

日中は、ふれあいサービスセンターが相談を受けている。  
夜間休日は、社会福祉法人ぶなの木会が相談を受けている。24時間365日相談ができる体制をとっている。

(障害福祉課松村課長)

基幹相談支援センターは法律で決められていて、地域の相談機関の中核的な機関として設置されている。安城市は社会福祉協議会に委託している。

(山本委員)

1 4 ページのライフステージに応じた相談窓口で乳児期等時期があり、その下の相談先は上から順に優先順位なのか。幼児期1～3歳の一番下が保育課、幼児期3～6歳の一番下が学校教育課になっているが、学齢期小中学校には学校教育課がなくなっている。学校教育課は相談先にならないのか。

(太田副会長)

資料作成時に名前を上げさせていただいた相談窓口には、名前の上げ方の確認をした上で進めた。指摘のあった、幼児期3～6歳入学前は医療的ケア児の子は通常より早く就学相談したいと以前から聞いていたので、年齢を幅広く取らせてもらって学校教育課に相談させてもらっている。学齢期からは、学校に相談することが多いとのことだったのでこのような記載方法となっている。

(山本委員)

学齢期小中学校に学校が窓口になっていること、教育センターがあるのは大丈夫だが、中学校、高校への進学相談は、学校教育課もかかわっていると思うが、消えているのはなぜなのか。また、幼児期の保育課は窓口になっているが、保育園は窓口から外れているのはなぜなのか疑問に思った。

(太田副会長)

再度、相談確認させていただきます。

(原田福祉部長)

今の話は、幼児期に保育課はあるのに保育園はない、幼児期の3～6歳は学校教育課があるが、学齢期小中学校には教育センターに変わってしまっていることの整理をするのでよろしいか。

(山本委員)

中学校就学に関して、学校教育課はかかわっている。

(原田福祉部長)

確認して、正しい内容でお伝えしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(藤田委員)

この資料は承認された場合は、発行する予定でいいですか。

(太田副会長)

配る予定ではあるが、どこかに置いておくのではなく、医療的ケアが必要な方、保護者を対象にしているので、こういった相談先があるんだよと説明しながらお渡しする予定です。

(藤田委員)

全部電話番号のみになっている。電話ができない人もいるので配慮いただけるといいと思う。

(神谷委員長)

メールアドレス等もあるといいのではないかと。

(3) 日中サービス支援型共同生活援助に関する評価について

(神谷委員長)

それでは、議題(3)「日中サービス支援型共同生活援助に関する評価について」説明をお願いします。

(障害給付係杉浦)

資料15ページをご覧ください。

はじめに日中サービス支援型共同生活支援事業所とは何かを説明させていただきます。共同生活支援事業所とは、いわゆるグループホームと言われる施設ですが、障害におけるグループホームは多くが介護包括型、包括支援型と言われるものです。日中はグループホームは閉鎖されており、夜間に宿泊する施設という施設ですが、日中サービス支援型は新しくできた日中も支援してもらうことができるグループホームです。昼も夜も支援してもらうことができる施設として入所施設、安城市内であればハルナといった施設がありますが、その施設との区別をするために、日中サービス支援型共同生活支援事業所は、より地域とのつながりを求められており、地域の代表である自立支援協議会等に対して定期的に日中サービス支援型共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることとなっております。

なお、愛知県内では日中サービス支援型グループホームで人員不足による支援不足や虐待などが見受けられるということで、愛知県障害福祉課からは毎年適切な評価、要望、助言等を行ってほしいという旨の通知が来ております。

今回は、安城市内に1か所のみある日中サービス支援型のグループホーム「グループホーム綴 安城天草」について令和5年2月21日(火)に社会福祉会館3階会議室で共生のまち部会そうだんグループが、「グループホーム綴 安城天草」から先に提出された資料に基づき施設概要等の説明を受けた後に、会議の出席者から質疑応答という形で評価、要望、助言等を行いましたので報告させていただきます。

結果としては、厚生労働省令に基づき、日中サービス支援型グループホームの運営に関する基準の4項目を評価等行いましたが、いずれも問題はありませんでした。

それ以外の内容についても、聞き取りを行いました。できるかぎり障害支援区分の高い方を支援していただいたり、グループホームでの受け入れ数が比較的少ない精神障害のある人の入所などを行っていただいております。今後も職員のスキルを上げていただき、支援をより一層充実していただくということで終了しております。

報告は以上です。

(神谷委員長)

報告が終わりました。ただ今の報告について、何かご意見などありましたらご発言願います。

(神谷委員長)

17ページは日中支援型に対する質疑応答か。

(障害給付係杉浦)

16ページが厚生労働省令の日中サービス支援型グループホームの運営に関する基準における必要事項の確認で、それ以外については共生のまち部会そうだんグループが個々に質問した内容になります。

(神谷委員長)

評価した人が質問した内容ですね。

(薮内委員)

日中サービス支援型グループホームは、今後は増えていくのでしょうか。

(障害給付係杉浦)

日中サービス支援型グループホームを開設したいという事業所からの連絡は何件かある。開設にあたっては評価をしてからになるが、まだ評価の依頼は来ていない。他市では豊橋市や東三河を中心に増えている。

(薮内委員)

経済的に障害年金だけでやって行けるものなのか。

(障害給付係杉浦)

グループホームにもよるが、障害年金2級では難しい。通常のグループホームよりは高い。日中外に出ることが難しい方が利用することが多いので、比較的支援区分の高い方が多い。基本区分3以上の方を受け入れるように国から言われている。事業所により金額は違う。

安城市では福祉サービスを利用している方は相談支援専門員がついているので、相談して決めていってほしい。

(神谷委員長)

16ページの3番目の利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者の同意を得て代理で行う場合等の金銭管理等はどのように行っているか。実際利用する方が同意の能力があればいいが、ないとなると未成年なら親御さんの同意でいいが、未成年でないと言えれば成年後見制度を利用して後見人が同意するのがベスト。なかなかうまくいかないかもしれないが保護者も高齢になってくるので、後見人の制度を考えてもらいたい。金銭管理は問題が起きやすいので、公的な制度の利用をすすめてもらいたい。

(4) 地域生活支援事業の新事業について(安城市重度障害者等就労支援事業、安城市重度訪問介護利用者大学修学支援事業)

(神谷委員長)

それでは、議題(4)「地域生活支援事業の新事業について(安城市重度障害者等就労支援事業、安城市重度訪問介護利用者大学修学支援事業)」説明をお願いします。

(障害福祉課汐満課長補佐)

地域生活支援事業の新事業を2つ令和5年度から実施することとなりましたので、ご紹介します。資料4をご覧ください。

まず、1. 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業につきましては、もともと、独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」による、障害者が民間企業で働くにあたって、業務を遂行するための介助を支援する制度はありました。しかし、重度障害者が必要な食事や排せつの介助や、たん吸引などは介助支援の対象外でして、それでは不十分ではないかということで、市の事業として、職場での業務以外の介助について支援を行うこととなります。対象者は重度訪問介護、同行援護、行動援護の対象となる方です。また、民間企業の被雇用者のみでなく、自営業者も該当となり、自営業者に対しましては業務上もその他の活動もひっくるめて市の事業として行うこととなります。

次に、2. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業につきましては、重度訪問介護の対象となる方が、大学等に修学する場合に必要な通学や学校内での身体介護等のサービス支援を行うというものです。

令和5年度は2事業合わせて500万円の予算ですが、国から2分の1、県から4分の1の補助金が受けられます。

(神谷委員長)

報告が終わりました。ただ今の報告について、何かご意見などありましたらご発言願



います。

(5) 個別困難案件について

(神谷委員長)

それでは、議題(5)「個別困難案件について」説明をお願いします。

(社会福祉協議会ふれあいサービスセンター寺田所長)

本日は、個別困難案件として、当事業所が相談支援をし、安城市社会福祉協議会が法人後見人を担当している事例を報告します。

療育手帳A判定 (H26年10月)

精神保健福祉手帳2級 (H29年9月)

強度行動障害 の状態にある29歳 女性

強度行動障害とは、激しい自傷行動や他害・物損、危険な場所に飛び出す・登るなどの行動、体調を崩す恐れのある食事や睡眠の大きな乱れ、大声で叫んだり、長時間泣き続けるなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が高い頻度で起きるため、特別な支援を必要としている状態のことを言います。

当人の現在の状態は、

- ・自分の髪を抜く手を噛むなどの自傷行為
- ・周りの人に対し噛みつく、殴る、叩く、髪を引っ張る、頭突きをするなど、相手が怪我をしかねないような他傷行為
- ・気になるものがあると動くことができない、強く指示を出しても拒みとおすなど、周りが止めてもその行動をやめられない激しいこだわり
- ・ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などを壊し、その結果自分にも周りにも大きな危害を及ぼす行動。また服を破ってしまうなどの激しい物壊し行動
- ・大声を出し始めると数時間も続いたりするような行動著しい騒がしさがあり、支援する上で困難を極めており、随時、警察や保健所にも相談しながら対処しています。

この事例をとおした課題は3点あります。

一つ目に、対応する従業者のスキルアップで、これに対しては、事ある毎に主治医の精神科医師にもご協力いただき、検討会を開き当人の特性や対応方法を共有し、スキルアップに努めています。

二つ目は、従業者のスキルアップに努めているものの、当人が、人、場所にこだわりが強く受け入れ事業者が限られること、また当人の問題行動により地域住民から排除され、居場所の確保が難しいことです。

現時点、昼間の受け入れ事業所は7事業所、夜間の事業所は新規の事業所を含めて5事業所、そのうち1事業所は3月をもって受け入れ不可となります。

この3月をもって不可となる施設から知らせを受けてから、県の施設も含め、受け入れを検討していただきましたが、職員体制や、施設構造を理由に断られたという状況です。

このケースの生い立ち

- ・平成5年県内の某市に生まれ。当人が2歳の時、療育B判定の母親、祖母が育児について児童相談所に相談。小学6年生の時、父親による虐待と判断され県内にある障害児入所施設（の小原学園）に措置入所。施設入所中、落ち着かない様子や暴力的な行為があり、協力医の精神科病院に入退院を繰り返した。

- ・18歳になり卒業後の入所施設を探すように父親に話をするが、仕事を理由に何もしなかったため、卒業とともに平成23年3月に措置解除となり自宅に戻る。

某市での在宅生活

- ・障害福祉サービスを利用するも、奇声や他害、事業所の飛び出し等の問題行動があり、1対1の対応をしていた。
  - ・障害施設の短期入所に空きがないため、施設職員や社協職員が自宅と通所事業所間の送迎をしながら在宅生活を送っていたが、不穏な状態が続いた。
  - ・近所の家や会社に入り込み電話をかけまくる、道路に寝そべるなどなどの問題行動があり、警察沙汰になったことも多い。
- （この状況は現在も続いています。）

平成26年から当人は1年間ほど近隣の精神科病院を転々として措置入院していました。この、当人が入院している間の平成26年5月、家族が一戸建の自宅を手放し、祖父母、父とともに安城市に転入したことから、安城市と相談支援事業支援事業所「ふれあいサービスセンター」がかかわるようになりました。

転入当時は祖父母がいることで、自宅に居場所がありましたが、その祖父母が亡くなり、現在は父との2人世帯です。しかし、当初から父親は「本人と一緒に居るとイライラして危害を加えてしまいそう。」と発言し、未だに当人を受け入れません。

当事業所が相談支援を開始後、夜間は障害福祉サービスの短期入所施設、日中は生活介

護施設で過ごし、障害者サービスが手薄になるゴールデンウィーク、年末年始には精神科病院に入院することで居場所を確保していますが、冒頭でお伝えしたとおり、受け入れ先の確保に苦慮しています。

課題の3点目は18歳で児童相談所が担当から離れる際の引継ぎです。このケースに限らず、障害児から障害者に移行する際の相談の担当者、利用する施設間の引継ぎの重要性を感じています。

報告は以上です。

(神谷委員長)

現在社協で対応している。どこか入れる施設があるといいが現在探しているところ。ただ、誰かが引き受けないと社会的な問題になってしまう。係わっている方ご苦労様です。

(神谷委員長)

報告が終わりました。ただ今の報告について、何かご意見などありましたらご発言願います。

(藪内委員)

昨年11月に他市での精神障害者が被害にあった事件があった。精神障害者に対する理解を徹底してもらえるといいと思う。

(神谷委員長)

特性をとらえた対応ができるとよかった。

(神谷委員長)

議題は以上です。西三河南部西圏域地域アドバイザーの大南友幸様に全体を通してアドバイスをいただきたいと思います。大南様よろしくお願いたします。

(大南アドバイザー)

圏域アドバイザーは相談支援事業の地域での向上を図るとともに、障害児者のサービスの向上の役割としている。担当しているのが、西圏域で刈谷、安城、碧南、高浜、知立、西尾になります。6市ありこの時期にどの市も自立支援協議会を行っている。その圏域の中でも安城市はどうじしゃ部会等多くの部会があり、しっかり回していくために事務

局も時間を使って大変だと思うが、いろんな取り組みができています。障害者福祉サービスの関係者が顔が見える関係をつくり、地域の中でもリーダーシップを発揮していろいろな取り組みを行っている。私も勉強させてもらっている。医療的ケア児の通う社会資源がないという市町もあるが安城市は幼児期から通える場所があったり、放課後デイ等があったり、整ってきているなど思っている。医療的ケア児等コーディネーターの役割が置かれているが、地域でどのような役割があるのか、どのように動いたらいいのかはつきり見えてこないところで困っている市町もある。そこを連携をとって進めて行けるといいと思っている。西三河南部圏域だと東海市の「にじいろのいえ」に医療的ケア児支援センターが12月に設置された。いろんな研修を受けながら地域の中でどのように活動するのか、他ではどのようなことを行っているのか、連携を図ってすすめている。研修もきかくけいはつグループで安城市はさまざまな研修に取り組んでいる。それぞれの市町の研修にもお互いが乗りあうことで、いろいろな種類の研修ができると、日程が合わなかった人も参加しやすくなるのではないかと思います。日中サービス支援型のグループホームは愛知県の圏域アドバイザーの会議でも、かなり慎重にすすめないと、虐待や不適切な支援がおきるのではないかと。県でも評価基準を示しながらすすめていくと言われておられた。自分自身も関心をもちながらいきたい。

最後になりますが、強度行動障害の方の対応は現場の方々はナーバスになるというか自分たちが頑張らないと思ってもどうしたらいいのか、苦しく助け合いたくても助け合う術がないという状況に陥りやすいです。自立支援協議会の方が理解して、何ができるのか、チームワークで支えていくとして、誰が何を組みんでいくか検討しながら進めてほしい。市役所やあんステップ、社協からも連絡をもらった。今後も寄り添いながら一緒に考えていきたい。安城市は多くの事に積極的に取り組んでいるので他の市町のモデルにもなっているところもたくさんあると思う。今後も先頭に立って頑張ってもらいたい。

(神谷委員長)

ありがとうございました。以上を持ちましてすべての議題を終了します。議事の進行につきまして、ご協力をいただき、大変ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(典 礼) ありがとうございました。続きましてその他に移りたいと思います。

## 2 その他

(典 礼) 資料の21ページをご覧ください。消費者安全確保地域協議会の方から消費者トラブル防止に関する記事をいただきましたので、情報提供させていただきます。

「令和5年度の安城市自立支援協議会のスケジュール」について説明します。

[障害福祉課障害給付係杉浦がスケジュールの説明]

## 閉 会

(典 礼) 最後に閉会にあたり、安城市福祉部長から、お礼のあいさつを申し上げます。

(原田福祉部長)

本日は、二つの会議にご協力いただきありがとうございます。今回実施したアンケートは重要な機会であると認識しております。特に自由記述欄につきましては障害児者や保護者の生の声が多くございました。新たな気づきも多くございました。アンケートの結果を参考にしまして、計画策定として障害福祉行政に着実に進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、自立支援協議会では様々な取り組みや課題についての報告がございました。協議会の皆様を中心に活動していただきまして心から感謝申し上げます。これからの安城市の障害福祉行政のより一層の障害の充実に向けまして、委員の皆様そして関係者の皆様と取り組んでいきたいと考えておりますので、変わらぬご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

(典 礼) 以上で令和4年度第3回安城市自立支援協議会を終了いたします。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。